

茨城県報 号外(2)

昭和44年3月6日

木曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目 次

告 示

	ページ
●有ヶ池江下土地改良区役員の就任及び退任(常陸太田土地改良事務所).....	1
●新治土地改良区役員の就任及び退任(土浦土地改良事務所).....	2
●真瀬土地改良区役員の退任(〃).....	3
●高萩土地改良区役員の就任及び退任(高萩土地改良事務所).....	4
●関城東部土地改良区役員の就任及び退任(下館土地改良事務所).....	5
●道路の区域変更(道路補修課).....	6
●道路の供用開始(〃).....	6

(公 安 委 員 会)

●道路の通行の禁止, 制限その他の交通規制の一部改正(交通企画課).....	6
●交通信号機を設置し管理する場所の一部改正(〃).....	15

告 示

茨城県告示第289号

那珂郡那珂町大字額田1350番地に事務所をおく有ヶ池江下土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和44年3月6日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 石 川 次 元

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
那珂郡那珂町大字額田東郷1	理 事	関 宗 長	
〃 〃 〃 205の1	〃	根 本 竜 二	
〃 〃 〃 789	〃	成 田 陽太郎	
〃 〃 〃 7	〃	武 藤 孝 一	
〃 〃 〃 南郷2458	〃	横 山 徳	
〃 〃 〃 大字本米崎2095	〃	海老沢 兵 次	
〃 〃 〃 1800	〃	武 藤 茂 一	
〃 〃 〃 2279の1	〃	小 室 正	
〃 〃 〃 161の8	〃	関 伊代俊	
〃 〃 〃 345	〃	武 藤 徳 勇	
〃 〃 〃 大字額田東郷216	監 事	柴 山 正 房	
〃 〃 〃 688	〃	船 橋 哲	

"	"	大字本米崎1614	"	綿 引 義 雄
"	"	" 422	"	佐 川 徳 次

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
那珂郡那珂町大字額田東郷1	理 事	関 宗 長	理 事 長
" " " 785	"	成 田 松 夫	
" " " 南郷2458	"	横 山 徳	
" " " 東郷 482	"	船 橋 正 重	
" " " 北郷67	"	大 内 亀次郎	
" " 大字本米崎2095	"	海老沢 兵 次	
" " " 183	"	関 久 男	
" " " 193	"	市 毛 勇	
" " " 1556	"	山 田 基 敬	
" " " 2445	"	大 部 正 次	
" " " 2144	監 事	黒 沢 隆	
" " " 479	"	佐 川 昇	
" " 大字額田北郷331	"	渡 辺 正	
" " " 東郷14	"	草 野 昇	

茨城県告示第290号

新治郡新治村大字藤沢1250番地に事務所をおく新治土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任した旨の届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和44年3月6日

茨城県土浦土地改良事務所長 小 林 貞 良

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡新治村大字藤沢1612	理 事	酒 井 重 男	理 事 長
" " " 1620	"	塚 崎 鹿之助	
" " " 1331	"	大 沢 守之助	
" " " 1190	"	飯 田 重 夫	
" " " 新田18	"	来 栖 義 光	
" " 大字田土部907	"	久 野 喜四郎	
" " 大字高岡1858	"	大 芦 馨	
" " " 1425	"	野 口 春 三	
" " 大字上坂田 670	"	中 川 珠 郎	
" " " 574	"	塚 本 福 一	
" " " 930の1	"	久 家 精 一	
" " 大字下坂田1155	"	小 野 道之助	
" " 大字藤沢3370	"	矢 口 重 一	
" " 大字高岡843	"	服 部 磐	
" " 大字田宮684	"	矢 口 実	
" " 1296	"	井 坂 貞 義	
" " 大字大畑1297	"		
" " 1298の1	"		

〃	〃	大字高岡1349	〃	野口 市左衛門	
〃	〃	大字田土部896	監 事	桜 井 清	総括監事
〃	〃	大字藤沢1438	〃	藤 田 金之助	
〃	〃	大字高岡53	〃	飯 坂 清 史	
〃	〃	大字下坂田1194	〃	小 野 哲之助	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡新治村大字藤沢1612	理 事	酒 井 重 男	理 事 長
〃 〃 〃 高岡1409	〃	萩 原 一 重	
〃 〃 〃 藤沢1190	〃	飯 田 重 夫	
〃 〃 〃 1331	〃	大 沢 守之助	
〃 〃 〃 1467	〃	柴 原 三千三	
〃 〃 〃 3370	〃	矢 口 重 一	
〃 〃 〃 上坂田 631	〃	久 塚 誠	
〃 〃 〃 1411	〃	栗 原 政 雄	
〃 〃 〃 下坂田1155	〃	小 野 道之助	
〃 〃 〃 1194	〃	小 野 哲之助	
〃 〃 〃 高岡 52	〃	林 未 吉	
〃 〃 〃 1741	〃	中 島 茂	
〃 〃 〃 1349	〃	野口 市左衛門	
〃 〃 〃 藤沢新田18	〃	来 栖 義 光	
〃 〃 〃 田土部896	〃	桜 井 清	
〃 〃 〃 338	〃	宮 本 秋農助	
〃 〃 〃 藤沢1438	〃	藤 田 金之助	
〃 〃 〃 永井 694	〃	前野 七左衛門	
〃 桜村大字妻木599	〃	細 田 武	
筑波郡筑波町大字北条188	〃	宮 本 信 三	
新治郡新治村大字田土部902	監 事	本 橋 重 一	
〃 〃 〃 藤沢1321	〃	大 塚 嘉 孝	
〃 〃 〃 下坂田1203	〃	高木 武左衛門	
〃 〃 〃 高岡1742	〃	来 田 武 雄	

茨城県告示第291号

筑波郡谷田部町大字真瀬2100番地に事務所を置く真瀬土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨届け出があつたので、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和44年3月6日

茨城県土浦土地改良事務所長 小 林 貞 良

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
筑波郡谷田部町大字真瀬 1037番地内イ	理 事	飯 泉 一 三	

茨城県告示第292号

高萩市本町1--100に事務所をおく高萩土地改良区から、次のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたので、土法改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和44年3月6日

茨城県高萩土地改良事務所長 小 坂 政 治

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
高萩市大和町2—80	理 事	金 沢 一 郎	
〃 高萩461	〃	沼 田 保 雄	
〃 本町3—12	〃	江 尻 三之丞	
〃 高萩857	〃	神 永 吉 平	
〃 本町3—27	〃	渡 辺 源	
〃 高萩861	〃	神 永 四郎吉	
〃 〃 147	〃	柴 田 徳 夫	
〃 秋山249	〃	大 部 徳 次	
〃 〃 1725	〃	宇佐美 喜 平	
〃 〃 1649	〃	大 部 昭 雄	
〃 島名1119	〃	檜 村 清	
〃 〃 1149	〃	鈴 木 好 之	
〃 安良川93	〃	大 高 徳 次	
〃 〃 674	〃	黒 沢 幸 寿	
〃 〃 73	監 事	宇佐美 清 凱	
〃 秋山300	〃	弓 野 仁 直	
〃 高萩574	〃	大 都 正 直	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
高萩市大和町2—80	理 事	金 沢 一 郎	理 事 長
〃 高萩461	〃	沼 田 保 雄	
〃 本町3—12	〃	江 尻 三之丞	
〃 高萩857	〃	神 永 吉 平	
〃 本町3—27	〃	渡 辺 源	
〃 高萩861	〃	神 永 四郎吉	
〃 〃 147	〃	柴 田 徳 夫	
〃 秋山249	〃	大 部 徳 次	
〃 〃 1649	〃	大 部 昭 雄	
〃 島名1119	〃	檜 村 清	
〃 安良川747	〃	矢 代 良 三	
〃 島名2254—1	〃	根 本 栄	
〃 安良川674	〃	黒 沢 幸 寿	
〃 本町1—69	〃	佐 藤 喜太郎	
〃 安良川270	〃	安 村 篤	
〃 高戸205	〃	吉 田 秀 吉	
〃 安良川73	監 事	宇佐美 清 凱	総括監事

〃	秋山300	〃	弓 野 仁
〃	高萩574	〃	大 都 正 直

茨城県告示第293号

真壁郡関城町大字関本中73番地に事務所をおく関城東部土地改良区から、次のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和43年3月6日

茨県下館土地改良事務所長 上 野 秀 雄

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡関城町大字関館142	理 事	箱 守 源	理 事 長
〃 〃 〃 藤ヶ谷1285の1	〃	丸 山 一 郎	
〃 〃 〃 1284	〃	大 吉 徳太郎	
〃 〃 〃 1252	〃	宮 崎 積	
〃 〃 〃 1343の2	〃	谷 貝 芳 男	
〃 〃 〃 1148の3	〃	山 口 吉 雄	
〃 〃 〃 井上1262	〃	斎 藤 直 一	
〃 〃 〃 黒子8	〃	箱 守 宗 助	
〃 〃 〃 辻1310	〃	塚 原 鉄之助	
〃 〃 〃 木戸41の1	〃	市 村 孝 一	
〃 〃 〃 8の63	〃	中 山 良 助	
〃 〃 〃 藤ヶ谷1054	〃	谷 貝 莊 一	
〃 〃 〃 木戸116	監 事	高 橋 半兵衛	
〃 〃 〃 藤ヶ谷1376の1	〃	谷 貝 安 一	
〃 〃 〃 関館57	〃	箱 守 勇 一	

2 就 任

住 氏	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡関城町大字関館142	理 事	箱 守 源	理 事 長
〃 〃 〃 辻1310	〃	塚 原 鉄之助	
〃 〃 〃 藤ヶ谷1285の1	〃	丸 山 一 郎	
〃 〃 〃 井上1262	〃	斎 藤 直 一	
〃 〃 〃 木戸8の63	〃	中 山 良 助	
〃 〃 〃 116	〃	高 橋 半兵衛	
〃 〃 〃 藤ヶ谷1148の3	〃	山 口 吉 雄	
〃 〃 〃 1343の2	〃	谷 貝 芳 男	
〃 〃 〃 1376の1	〃	谷 貝 安 一	
〃 〃 〃 1252	〃	宮 崎 積	
〃 〃 〃 辻1412	〃	坂 入 良 助	
下館市嘉家佐和1777	〃	青 木 賢一郎	
真壁郡関城町大字木戸41の1	監 事	市 村 孝 一	
〃 〃 〃 関館57	〃	箱 守 勇 一	
〃 〃 〃 藤ヶ谷1284	〃	大 吉 徳太郎	

茨城県告示第294号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和44年3月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和44年3月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 125号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の帆員	延 長	摘 要
稲敷郡阿見町大字島津字片岸 99番地先から	旧	メートル 7.0~15.0	メートル 1,836.0	
稲敷郡阿見町大字掛馬字広野 1402—1番地先まで	新	11.0~25.0	1,660.0	

茨城県告示第295号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年3月6日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和44年3月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 一般国道125号線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡阿見町大字島津字片岸99番地先から
稲敷郡阿見町大字掛馬字広野1402—1番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年3月6日

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第5号

道路の通行の禁止、制限その他の交通規制(昭和36年茨城県公安委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

昭和44年3月6日

茨城県公安委員会委員長 木 村 一 郎

最高速度の表19および20の項を次のように改める。

19	県 道	行方郡麻生町甲99番地先から同郡同町 甲200番地の1先まで	0.3 キロメー トル	毎 時 40 キロメー トル	毎 時 40 キロメー トル	午前6時から 午後9時まで	麻 生
20	県 道	下館市中館1151番地の3先から 同市折本308番地先まで	1.4 "	毎 時 40 "	毎 時 40 "	終 日	下 館

同表31の項を次のように改める。

31	市 道	水海道市森下町3806番地の1先から同市淵頭町2990番地先まで	1.0 キロメー トル	毎 時 40 キロメー トル	毎 時 40 キロメー トル	午前6時から 午後9時まで	水海道
----	-----	----------------------------------	-------------------	-------------------------	-------------------------	------------------	-----

同表77の項を次のように改める。

77	県 道	古河市観音寺町6838番地先から同市2丁目5623番地先まで	1.1 キロメー トル	毎 時 40 キロメー トル	毎 時 40 キロメー トル	午前6時から 午後9時まで	古 河
----	-----	--------------------------------	-------------------	-------------------------	-------------------------	------------------	-----

同表79の項を次のように改める。

79	県 道	古河市下山3丁目1078番地先から同市1丁目5769番地先まで	1.36 キロメー トル	毎 時 30 キロメー トル	毎 時 30 キロメー トル	終 日	古 河
----	-----	---------------------------------	--------------------	-------------------------	-------------------------	-----	-----

同表90の項を次のように改める。

90	県 道	下館市本城町248番地の1先から 同市中館274番地先まで	1.7 キロメー トル	毎 時 40 キロメー トル	毎 時 40 キロメー トル	終 日	下 館
----	-----	-------------------------------	-------------------	-------------------------	-------------------------	-----	-----

同表92の項を次のように改める。

92	県 道	下館市田中町乙86番地国鉄下館駅前交差点から同市田町甲93番地先交差点まで	0.92 キロメー トル	毎 時 30 キロメー トル	毎 時 30 キロメー トル	終 日	下 館
----	-----	---------------------------------------	--------------------	-------------------------	-------------------------	-----	-----

同表96から98までの項を次のように改める。

96	市 道	水海道市諏訪町2791番地先から同市本町2612番地先まで	0.55 キロメー トル	毎 時 40 キロメー トル	毎 時 40 キロメー トル	午前6時から 午後9時まで	水海道
97	市 道	水海道市元町3420番地先から同市天満町2491番地先まで	1.0 "	毎 時 40 "	毎 時 40 "	午前6時から 午後9時まで	水海道

98	市 道	水海道市宝町2827番地先から同市同町2765番地まで	0.4 "	毎 時 "	毎 時 "	終 日	水海道
----	-----	-----------------------------	----------	----------	----------	-----	-----

同表114および115の項を次のように改める。

114	県 道	行方郡麻生町大字麻生1846番地先から同郡同町大字麻生95番地の1先まで	0.7 キロメートル	毎 時 40 キロメートル	毎 時 40 キロメートル	午前6時から 午後9時まで	麻 生
115	県 道	行方郡麻生町大字浜1225番地の7先から同郡同町甲709番地先まで	1.1 "	毎 時 40 "	毎 時 40 "	午前6時から 午後9時まで	麻 生

同表117および117の2の項を次のように改める。

117	県 道	行方郡牛堀町大字上戸2013番地先から同郡潮来町大字延方甲726番地の1先まで	4.2 キロメートル	毎 時 40 キロメートル	毎 時 40 キロメートル	終 日	麻 生
117 の2	県 道	行方郡北浦村大字繁昌315番地先から同郡同村大字山田48番地先まで	1.3 "	毎 時 40 "	毎 時 40 "	午前6時から 午後9時まで	麻 生

同表149の項を次のように改める。

149	市 道	土浦市大字荒川沖555番地先から同市同字113番地先まで	1.25 キロメートル	毎 時 40 キロメートル	毎 時 40 キロメートル	終 日	土 浦
-----	-----	------------------------------	----------------	---------------------	---------------------	-----	-----

同表180の項を次のように改める。

180	削 除						
-----	-----	--	--	--	--	--	--

追越禁止の表5の項を次のように改める。

5	国 道 4 号線	古河市大字仲田2220番地の2先から同市大字仲田839番地先まで	0.5 キロメートル	終 日		古 河
---	-------------	----------------------------------	---------------	-----	--	-----

同表16の項を次のように改める。

16	県 道	稲敷郡新利根村大字柴崎6773番地先から同郡同村同字498番地の1先まで	1.3 キロメートル	終 日		江戸崎
----	-----	--------------------------------------	---------------	-----	--	-----

駐車禁止の表27の項を次のように改める。

27	市 道	水戸市南町3丁目4番地71先から同市 市大町2丁目2番地の45先まで 道路両側	0.4 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	水 戸
----	-----	---	-------------------	-----	------------------------	-----

同表45および46の項を次のように改める。

45	国 道 50号線	下館市大字下川島759番地先から 同市大字小川1554番地先まで 道路両側	0.9 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	下 館
46	市 道	水戸市柵町4丁目17番地先から同市 5丁目875番地先まで (中田自動車修理工場前三生路か明 星町填橋を経て本五丁目交左点まで) 道路両側	1.2 "	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	水 戸

同表47の項を次のように改める。

47	国 道 125号線	稲敷郡美浦村大字木原101番地の1 先から同郡同村同字2106番地の1先 まで (葉梨給油所前から木原給油所前ま で) 道路両側	1.0 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	江戸崎
----	--------------	--	-------------------	-----	------------------------	-----

同表53の項を次のように改める。

53	県 道	稲敷郡新利根村大字柴崎6762番地先 から 同郡同村同字498番地の1先ま で 道路両側	1.3 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	江戸崎
----	-----	--	-------------------	-----	------------------------	-----

同表57の項を次のように改める。

57	県 道	下館市中館1151番地の3先から同市 折本308番地先まで 道路両側	1.4 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	下 館
----	-----	--	-------------------	-----	------------------------	-----

同表60の項を次のように改める。

60	県 道	下館市金井町甲804番地先から 同市 稲野辺13番地先まで 道路両側	0.73 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	下 館
----	-----	--	--------------------	-----	------------------------	-----

同表64および65の項を次のように改める。

64	県 道	下館市本城町甲248番地先から 同市 中館274番地先まで 道路両側	1.7 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	下 館
65	県 道	行方郡牛堀町大字上戸2278番地国道 交差点から同郡潮来町大字延方甲72 6番地先国道交差点まで 道路両側	4.75 "	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	麻 生

同表68および69の項を次のように改める。

68	市 道	下館市田中町丙164番地の2先から 同市同町丙1番地先まで 道路両側	0.176 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	下 館
69	市 道	下館市稲荷町203番地先から 同市大 字下中山1番地の5先まで 道路両側	0.214 "	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	下 館

同表76の項を次のように改める。

76	市 道	下館市稲荷町丙201番地先から 同市 大字下中山732番地の1先まで 道路両側	0.259 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	下 館
----	-----	---	---------------------	-----	------------------------	-----

同表78の項を次のように改める。

78	市 道	下館市未広町丙775番地先から 同市 桜町308番地先まで 道路両側	0.286 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	下 館
----	-----	--	---------------------	-----	------------------------	-----

同表80の項を次のように改める。

80	市 道	土浦市内西町8番地先水戸市地方裁 判所土浦支部正門前道路 道路両側	0.1 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	土 浦
----	-----	---	-------------------	-----	------------------------	-----

同表91の項を次のように改める。

91	市 道	土浦市大字真鍋1981番地先から同市 同字1817番地先まで (真鍋警察官派出所前から久保谷前 まで)道路両側	0.2 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	土 浦
----	-----	--	-------------------	-----	------------------------	-----

同表95および96の項を次のように改める。

95	市 道	下館市岡芹1031番地の2先から同市 南町乙133番地の5先まで 道路両側	2.12 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	下 館
96	市 道	古河市雷電乙の4357番地先から同市 未広町19番地先まで (馬籠方前から松島方前まで) 道路両側	0.45 "	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	古 河

同表99および100の項を次のように改める。

99	市 道	古河市雷電1丁目130番地先から 同 市七軒町56番地先まで (永岡方前から関根方前まで) 道路両側	0.44 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	古 河
----	-----	---	--------------------	-----	------------------------	-----

100	市 道	古河市石町5685番地先から同市三神町6614番地先まで (大木商店前から坂彦商店前まで) 道路両側	0.4 "	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	古 河
-----	-----	--	----------	-----	------------------------	-----

同表103の項を次のように改める。

103	市 道	古河市大工町5748番地先から同市1丁目5749番地先まで (武藤方前から麻原商店前まで) 道路両側	0.08 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	古 河
-----	-----	--	--------------------	-----	------------------------	-----

同表108の項を次のように改める。

108	県 道	水海道市諏訪町3125番地先から同市元町3454番地先まで 道路両側	0.8 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	水海道
-----	-----	---------------------------------------	-------------------	-----	------------------------	-----

同表117の項を次のように改める。

117	市 道	土浦市匂町3117番地先から同市木田余町681番地先まで (金子菓子店前交差点から木田余三差路まで) 片側交互	1.9 キロメー トル	午前7時から午後1時まで 道路東側 午後1時から午後7時まで 道路西側	自 動 車 (二輪車 を除く。)	土 浦
-----	-----	---	-------------------	--	------------------------	-----

同表127の項を次の次のように改める。

127	県 道	古河市2丁目5570番地先から同市原町229番地先まで (2丁目交差点から古河二高前まで) 道路両側	1.95 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	古 河
-----	-----	--	--------------------	-----	------------------------	-----

同表168および169の項を次のように改める。

168	県 道	古河市松原町4500番地先から同市2丁目5570番地先まで (松原警察官派出所前から島田洋品店前交差点まで) 道路西片側	0.55 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	古 河
169	市 道	古河市鍛冶町6082番地先から同市八幡5978番地先まで (魚満津商店前から根本洗張店前まで) 道路両側	0.6 "	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	古 河

同表171の項を次のように改める。

171	市 道	古河市雷電乙の141番地先から 同市昭和町60番地の2先まで (藤井産業前から森田商店前まで) 道路両側	0.44 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	古 河
-----	-----	--	--------------------	-----	------------------------	-----

同表241の項を次のように改める。

241	県 道	東茨城郡茨城町奥谷1225番地先から 同郡同町小堤1188番地の2先まで 道路両側	0.4 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車 を除く。)	水 戸
-----	-----	---	-------------------	-----	------------------------	-----

一方通行の表44の項の次に次のように加える。

45	県 道	下館市田中町丙287番地先から 同市 勾町甲937番地先まで (下館駅方向から勾町向への一方通 行)	0.92 キロメー トル	午前7時 から 午後9時 まで	自 動 車 (二輪車 を除く。)	下 館
----	-----	---	--------------------	--------------------------	------------------------	-----

一時停止の表697の項を次のように改める。

697	下館市金井町甲920番地先					下 館
-----	---------------	--	--	--	--	-----

同表699および700の項を次のように改める。

699	下館市南町乙132番地先					下 館
700	下館二木成924番地先					下 館

同表707および708の項を次のように改める。

707	真壁郡関城町大字犬塚50番地の1先					下 館
708	真壁郡関城町大字関本下159番地先					下 館

同表729および730の項を次のように改める。

729	真壁郡関城町大字関本下47番地の2先					下 館
730	行方郡麻生町大字麻生94番地の1先					麻 生

同表1000の項を次のように改める。

1000	行方郡潮来町大字延方甲1513番地の1先					麻 生
------	----------------------	--	--	--	--	-----

同表1016の項を次のように改める。

1016	1016土浦市内西町3番地の2先					土 浦
------	------------------	--	--	--	--	-----

同表1037項のを次のように改める。

1037	削 除					
------	-----	--	--	--	--	--

同表1270の項の次に次のように加える。

1271	行方郡北浦村大字繁昌332番地先					麻 生
1272	行方郡北浦村大大字山田455番地先					麻 生

横断歩道の表600の項を次のように改める。

600	市 道	勝田市共栄町7番5号地先から同市同町8番16号地先まで (永井輪店前から大内商店前まで)	勝 田
-----	-----	---	-----

同表800の項を次のように改める。

800	国 道 125号線	新治郡新治村大字高岡2056番地先から同郡同村大字高岡2054番地の1先まで	土 浦
-----	--------------	--	-----

同表1352の次に次のように加える。

1352	国 道 50号線	下館市泉町乙500番地の41先から同市同町乙499番地先まで (飯田方脇から向い側まで)	下 館
1354	国 道 50号線	下館市泉町乙502番地の1先から同市同町乙500番地の41先まで (宮永方前から向い側まで)	下 館
1355	市 道	下館市泉町乙500番地の41先から向い側まで (飯田方前から向い側まで)	下 館
1356	市 道	下館市泉町乙499番地先から同市同町乙502番地先まで (奈良部方前から宮永方前まで)	下 館
1357	町 道	猿島郡総和町大字小堤169番地先から向い側まで (関東合成株式会社前から向い側まで)	古・河
1358	町 道	猿島郡総和町大字上辺見531番地先から同郡同町大字下辺見2181番地の3先まで	古 河
1359	県 道	古河市雷電町2780番地の1先から同市同町389番地先まで (松島方前から田神方前まで)	古 河
1360	国 道 125号線	結城郡八千代村大字菅谷1091番地先から同郡同村同字1109番地の2先まで (小林方前から向い側まで)	下 妻
1361	県 道	結城郡石下町鴻の山132番地の2先から同郡同町鴻の山157番地先まで (農協倉庫前から飯沼小学校通用門前まで)	下 妻
1362	県 道	結城郡千代川村大字原488番地先から同郡同村同字487番地先まで (魚定鮮魚店角から青柳機械店前まで)	下 妻
1363	県 道	結城郡八千代村大字菅谷67番地の2先から同郡同村同字67番地の1先まで	下 妻
1364	県 道	結城郡八千代村大字平塚3470番地先から同郡同村同字3476番地の1先まで (下結城小学校角から幸島種苗園角まで)	下 妻
1365	県 道	下妻市大字下妻丙79番地先から同市同字丙87番地の2先まで	下 妻
1366	県 道	結城郡石下町大字杉山667番地先から同郡同町大字元石下663番地先まで (永田園茶店前から向い側まで)	下 妻
1367	県 道	結城郡八千代村大字菅谷108番地の5先から同郡同村同字111番地先まで (小林方前から荒井理容所前まで)	下 妻
1368	県 道	結城郡八千代村大字落田729番地先から同郡同村同字737番地先まで (安静小学校正門前から向い側まで)	下 妻
1369	県 道	下妻市大字半谷444番地先から向い側まで (岩淵方前から向い側まで)	下 妻

1370	県 道	下妻市大字半谷428番地の1先から向い側まで (塚田方前から上妻小学校正門前まで)	下 妻
1371	県 道	下妻市大字半谷492番地先から同市同字490番地の1先まで (須藤酒店前から向い側まで)	下 妻
1372	県 道	結城郡石下町本石下236番地先から向い側まで (保田商店角から向い側まで)	下 妻
1373	国 道 125号線	下妻市大字高道祖4585番地先から同市同字4422番地の1先まで (吉原酒店前から橋本方前まで)	下 妻
1374	国 道 6線稲	敷郡牛町大字柏田3259番地先から同郡同町大字猪子995番地先まで (日本ハナキゴム製造所前から向い側まで)	竜ヶ崎
1375	県 道	竜ヶ崎市新町4531番地先から同市同町4094番地先まで (中山方角から向い側まで)	竜ヶ崎

左右折禁止の表81の項の次に次のように加える。

82	下館市田中町丙164番地先丁字路 (喫茶ナポリ角)	稲荷町方面から下館駅方向への 左折を禁止	自動車 (二輪車 を除く)	下 館
83	下館市田中町丙209番地の1先 十字路 (斎藤理容所角)	稲荷町方面から下館駅方面への 左折を禁止	自動車 (二輪車 を除く)	下 館
84	下館市稲荷町丙 201番地先十字 路 (石崎履物店角)	鷹場町方面から下館駅方面への左 折を禁止	自動車 (二輪車 を除く)	下 館
85	下館市稲荷町丙 122番地先 十字 路 (亀田方角)	鷹場町方面から下館駅方面への 左折を禁止	自動車 (二輪車 を除く)	下 館
85	下館市稲荷町丙 115番地先 十字 路 (佐野屋時計店角)	鷹場町方面から下館駅方面への 左折を禁止	自動車 (二輪車 を除く)	下 館
87	下館市末広町丙 257番地先 十字 路 (関口歯科医角)	春日町方面から下館駅方面への 左折を禁止	自動車 (二輪車 を除く)	下 館
88	下館市稲荷町丙 213番地先 十字 路 (文明堂紙店角)	薬師町方面から下館駅方向への 右折を禁止	自動車 (二輪車 を除く)	下 館
89	下館市稲荷町丙704番地先 (バーあすなろ角)	薬師町方面から下館駅方向への 右折を禁止	自動車 (二輪車 を除く)	下 館
90	下館市稲荷町丙 109番地先 十字 路 (浜野運動具店角)	根岸町方面から下館駅方向への 右折を禁止	自動車 (二輪車 を除く)	下 館
91	下館市稲荷町丙91番地の1先十 字路 (山本方角)	根岸町方面から下館駅方向への 右折を禁止	自動車 (二輪車 を除く)	下 館
92	下館市末広町丙 274番地先 十字 路 (中西方角)	十間町方面から下館駅方向への 右折を禁止	自動車 (二輪車 を除く)	下 館

茨城県公安委員会告示第6号

交通信号機を設置し管理する場所(昭和36年茨城県公安委員会告示第7号)の一部を次のように改正する。

昭和44年3月6日

茨城県公安委員会委員長 木 村 一 郎

公安委員会が設置し管理する場所の表19の項を次のように改める。

19	古河市下山町1丁目542番地先	国道4号線 古河駅入口	古 河
----	-----------------	----------------	-----

同表78の項を次のように改める。

78	多賀郡十王町大字伊師1488番地の5	先国道6号線 伊師警察官駐在所	高 萩
----	--------------------	--------------------	-----

同表174の項の次に次のように加える。

175	日立市多賀町1丁目15番3号地先	県道 常銀多賀支店前交差点	日 立
176	日立市大久保町1丁目8番20号地先	国道6号線 多賀農協青果市場前交差点	日 立
177	日立市鹿島町2丁目10番11号地先	国道245号線 大丸屋酒店前交差点	日 立
178	日立市宮田町2丁目6番13号地先	国道6号線 桐木田三差路	日 立
179	日立市石名坂町安良屋896番地の7先	国道6号線 太田街道入口	日 立
180	土浦市大字中貫字東野2227番地の1先	国道6号線 工業団地入口	土 浦
181	猿島郡岩井町大字岩井3282番地先	県道 仲町十字路	境
182	結城市大字結城字立町443番地先	県道 立町十字路	結 城
183	行方郡潮来町大字延方甲1546番地先	国道51号線 小野屋鮮魚店前交差点	麻 生

公安委員会が設置を委任し管理する場所の表2の項を次のように改める。

2	古河市下山町3丁目527番地先	国道4号線 自衛隊入口	古 河
---	-----------------	----------------	-----

＊ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ＊

◆ 茨 城 県 報 ◆

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は、昭和42年4月1日から送料とも1ヵ月200円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所